

原子力災害対策指針の改正案（防災業務関係者の放射線防護対策等） 及び意見募集の実施

令和4年4月20日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）の改正案及び意見募集の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

令和4年3月30日の第75回原子力規制委員会において、防災業務関係者の放射線防護対策に係る指針の記載の充実に向けた事務局としての考え方について議論頂き、指針改正の作業を進めることが了承された（参考1参照）。

また、避難指示区域の見直し状況等を踏まえ（参考2参照）、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の原子力災害対策に係る指針の記載の適正化を行う。

これらの議論及び関係機関から得た防災業務関係者に係る意見を踏まえ、指針の改正案を別紙のとおり作成した。

3. 指針の改正案

以下に示す記載の充実化等のため、別紙に示す指針の改正案を了承いただきたい。

(1) 防災業務関係者の放射線防護対策

- ・放射線防護対策の対象とする防災業務関係者の明確化
- ・被ばく線量管理及び健康管理
- ・放射線防護に係る指標
- ・防護装備の整備要件等

(2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が全て解除されたことに伴い、これらの区域に係る記載を削除し、避難指示区域に住民以外が立ち入ることを考慮して「住民」を「住民等」に改める。
- ・東京電力ホールディングス株式会社への社名変更を反映する。

4. 意見募集の実施

別紙に示す指針の改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施することを了承いただきたい。

➤実施期間：令和4年4月21日から30日間

➤実施方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)／郵送・FAX

5. 今後の予定

- ・ 指針の改正の決定について原子力規制委員会に付議
- ・ 指針改正の公布（官報掲載）：上記の原子力規制委員会決定後速やかに実施

<資料一覧>

別紙 「原子力災害対策指針」の改正案

参考1 原子力災害対策指針にあたっての考え方の整理（防災業務関係者の放射線防護対策に関する記載の充実）（令和4年3月30日第75回原子力規制委員会資料5）

参考2 避難指示区域の概念図（2020年3月10日時点）

注）令和4年4月20日の第5回原子力規制委員会での議論を受け、別紙における「別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表」において修正（修正箇所を朱書きで示す）

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、令和 年 月 日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

別表の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。
- 二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるものように改めること。
- 三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記

部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

表2中「~~株式会社~~」を「株式会社」に改める。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>第2 原子力災害事前対策</p> <p>(6) 緊急時モニタリングの体制整備</p> <p>① 緊急時モニタリングの目的及び事前対策</p> <p>緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのため、緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握する。さらに、緊急事態においては、周辺環境の放射性物質による空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度及び環境試料中の放射性物質の濃度を、時宜に応じて把握し、国、地方公共団体及び原子力事業者で共有し公表することが重要である。それらは、住民等や緊急事態対応策に従事する者の防護措置を適切に実施するための判断材料となる。</p> <p>(7) ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ 略</p> <p>(10) 諸設備の整備</p> <p>また、被ばくの可能性がある環境下での作業であることを考慮した防護資機材の整備が必要である。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>(12)(11) 緊急事態応急対策に従事する者に対する原子力災害事前対策</p> <p>① 策</p> <p>放射線防護に係る指標</p> <p>緊急事態応急対策に従事する者のうち、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）等に規定す</p>	<p>第2 原子力災害事前対策</p> <p>(6) 緊急時モニタリングの体制整備</p> <p>① 緊急時モニタリングの目的及び事前対策</p> <p>緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのため、緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握する。さらに、緊急事態においては、周辺環境の放射性物質による空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度及び環境試料中の放射性物質の濃度を、時宜を得て把握し、国、地方公共団体及び原子力事業者で共有し公表することが重要である。それらは、住民や屋外で原子力災害の防災業務に関わる者（以下「防災業務関係者」という。）の防護措置を適切に実施するための判断根拠となる。</p> <p>(7) ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ 同上</p> <p>(10) 諸設備の整備</p> <p>〔同上〕</p> <p>また、放射線の影響下での作業であるための防護資機材の整備が必要である。特に、この資機材の中には汚染地域で活動する防災業務関係者等の救急活動を実施するための者の防護装備の整備が必要である。</p> <p>(11) 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔加える。〕</p>

る緊急作業に従事する者は、各法令で規定する被ばく限度に従わなければならない。

これらの法令の適用を受けず、かつ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者については、その活動内容に応じて、当該者が属する組織が放射線防護に係る指標を定めるものとする。なお、当該組織が要請を受けて緊急事態応急対策を実施する場合には、指標の設定に当たり、必要に応じて、要請を行う組織と協議する。指標の設定に当たっては、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本とし、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、緊急作業に従事する者の被ばく限度（特例緊急被ばく限度を含まない。）を参考とする。

② 防護装備等の整備

国、地方公共団体及び原子力事業者は、自らの組織に属し、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者について、その活動内容に応じた防護装備（直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等）、輸送手段及び連絡手段をあらかじめ整備しておく必要がある。民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請する場合には、当該要請を行う組織は、緊急事態応急対策に従事する者が防護装備等を速やかに利用できるような、必要な整備を行わなければならない。原子力事業者は、緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要に応じて、防護装備を貸与するなどの措置を講じなければならない。

(13)

緊急事態応急対策に従事する者等に対する教育及び訓練

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、緊急事態応急対策に従事する者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

① 教育

緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、その緊急事態応急対策に従事する者に対して、それぞれの責任範

(12)

防災業務関係者等に対する教育及び訓練

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を行うことが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

① 教育

防災業務関係者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順等を理解させ、特に、原子力発電所施設等において

囲、任務内容、手順、放射線防護に係る指標、自らの防護措置等を教育する必要がある。また、緊急時の初動対応に当たるとは、同対応を行う者に対して、特に、原子力事業者は原子力施設においては現場の職員全てに対して、緊急時の初動対応の手順を教育しなければならない。これらの教育については、国、地方公共団体及び関係指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）が実施している原子力防災に係る研修コースを活用することや原子力災害以外の分野における緊急事態への対応や他国での実施体制等を学ぶことが有効である。

第3 緊急事態応急対策

- (5) 「(1) (4) 略」
防護措置及びその他の必要な措置

- ⑧ 「(1) (7) 略」

緊急事態応急対策に従事する者の防護措置
緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、法令に基づき被ばく限度又はあらかじめ定められた放射線防護に係る指標を踏まえ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量をできる限り少なくするように努めるものとする。

原子力災害対策重点区域の屋外等の被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者は、事態の進展に応じ、原子力災害対策本部から出される指示に従って、防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤を服用するとともに、放射線防護に係る指標を踏まえ、当該者が属する組織又は緊急事態応急対策の実施を要請した組織の判断に従って行動することを基本とする。

緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量を管理し、緊急事態応急対策の実施後に、必要に応じて、当該者に医師による健康診断を受けさせるなど、健康管理に配慮しなければならない。
民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請した組織

ては現場の職員全てに、緊急事態の通報及びそれに伴う措置に関する対応手順を教えることが必要である。また、これらの教育については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の関係指定公共機関が実施している原子力防災に係る研修コースを活用することや原子力災害以外の分野における緊急事態への対応や他国での実施体制等を学ぶことが有効である。

第3 緊急事態応急対策

- (5) 「(1) (4) 同上」
防護措置及びその他の必要な措置

- ⑧ 「(1) (7) 同上」

防災業務関係者の防護措置
防災業務関係者については、安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。具体的には、直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用させること、後日においてホールボディカウンタによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。さらに、輸送手段及び連絡手段の確保が必要である。

また、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。

は、当該民間事業者等が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要な支援を行わなければならない。

⑨ 「略」

第5 (6) 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設は、平成二十四年十一月七日、炉規法第六十四条の二第一項の規定に基づき、特定原子力施設として指定された。原子力規制委員会は、同日、同条第二項の規定に基づき、東京電力株式会社に対して、特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること等の「措置を講ずべき事項」を示して、同項に規定する「実施計画」の提出を求めた。その後、東京電力株式会社から提出された実施計画を認可するに当たり、原子力規制委員会は、全体としてリスク低減が図られていると評価し、事故時における敷地境界を含む広域的な環境における実効線量が十分小さいものとなっていることを確認した。

当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なり、その内包する放射性物質が著しく異常な水準で敷外に放出される新たな緊急事態の発生を合理的に想定することはできず、あるいは放射性物質が放出される新たな緊急事態を当該特定原子力施設の現状を踏まえて合理的に想定した場合における住民等が受ける放射線被ばくは他の実用発電用原子炉施設の場合と比べて十分小さいものとなることから、本指針中「第2 原子力災害事前対策」及び「第3 緊急事態応急対策」に規定する実用発電用原子炉施設に係る原子力災害対策の全部を一律に適用することは適切でない。このため、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策としては、実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、次のとおりとすることが適切である。

(1) 緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所周辺の一部区域では今なお避難指示が継続されており、こうした区域（以下「避難指示区域」という。）では住民等の一

⑨ 「同上」

第5 (6) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設は、平成二十四年十一月七日、炉規法第六十四条の二第一項の規定に基づき、特定原子力施設として指定された。原子力規制委員会は、同日、同条第二項の規定に基づき、東京電力株式会社に対して、特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること等の「措置を講ずべき事項」を示して、同項に規定する「実施計画」の提出を求めた。その後、東京電力株式会社から提出された実施計画を認可するに当たり、原子力規制委員会は、全体としてリスク低減が図られていると評価し、事故時における敷地境界を含む広域的な環境における実効線量が十分小さいものとなっていることを確認した。

当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なり、その内包する放射性物質が著しく異常な水準で敷外に放出される新たな緊急事態の発生を合理的に想定することはできず、あるいは放射性物質が放出される新たな緊急事態を当該特定原子力施設の現状を踏まえて合理的に想定した場合における周辺住民が受ける放射線影響は他の実用発電用原子炉施設の場合と比べて十分小さいものとなることから、本指針中「第2 原子力災害事前対策」及び「第3 緊急事態応急対策」に規定する実用発電用原子炉施設に係る原子力災害対策の全部を一律に適用することは適切でない。このため、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策としては、実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、次のとおりとすることが適切である。

(1) 緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の一部区域では今なお避難指示が継続されており、こうした区域（以下「避難指示区域」という。）のうち避難指示解除準備区域や居

時立入が行われている一方で、既に避難指示が解除された区域では住民が帰還し生活を再開している。新たな緊急事態が発生した場合には、こうした現状を踏まえた適切な防護措置を講ずる必要がある。

当該特定原子力施設において、住民等の防護措置が必要となるような新たな緊急事態が発生した場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状態を踏まえて緊急事態を判断し、放射性物質が放出される前の初期対応段階において、事態の進展に応じた予防的な防護措置を講ずることが適当である。

〔略〕

警戒事態 避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入をしている住民等の退去を準備する。

- ・施設敷地緊急事態 避難指示区域に一時立入をしている住民等の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民等の屋内退避を準備する。
- ・全面緊急事態 避難指示区域でない区域の住民等の屋内退避を開始する。

(2)

緊急事態区分を判断する基準

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の周辺区域において、住民等の防護措置を実施し、あるいはその準備を行う必要がある新たな緊急事態を判断する基準として、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、同発電所の現状を踏まえ、次のとおりとする。

- ① 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設の全号炉に係る基準

〔略〕

- ② 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係る基準

本指針中、表2の「6. 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない

住制限区域では住民の一時立入が行われている一方で、既に避難指示が解除された区域では住民が帰還し生活を再開している。新たな緊急事態が発生した場合には、こうした現状を踏まえた適切な防護措置を講ずる必要がある。

当該特定原子力施設において、周辺住民の防護措置が必要となるような新たな緊急事態が発生した場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状態を踏まえて緊急事態を判断し、放射性物質が放出される前の初期対応段階において、事態の進展に応じた予防的な防護措置を講ずることが適当である。

〔同上〕

警戒事態 避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。

- ・施設敷地緊急事態 避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。
- ・全面緊急事態 避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

(2)

緊急事態区分を判断する基準

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺区域において、住民の防護措置を実施し、あるいはその準備を行う必要がある新たな緊急事態を判断する基準として、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、同発電所の現状を踏まえ、次のとおりとする。

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設の全号炉に係る基準

〔同上〕

- ② 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係る基準

本指針中、表2の「6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

備考 表中の「」の記載は注記である。	〔4〕該特定原子力施設について定める必要はない。 〔5〕略
	〔4〕当該特定原子力施設について定める必要はない。 〔5〕同上